

授業コード	JP31030010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	日本法制史		
英語科目授業名	Legal History of Japan		
科目ナンバー		必修・選択	選択必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	安竹 貴彦		
科目の主題	近世後期～明治初年における法・制度の連続と断続-それを担った人々にも留意しつつ-		
授業の到達目標	<p>上記の時期を主な素材に、時にそれ以前にも遡りつつ、所与のものと考えられがちな刑事法上、民事法上・裁判制度上の諸原則について、その歴史的な形成過程と意義、問題点などを考えてみたいと思います。これにより、現行の法・制度を相対的に時に批判的に見る目を養いたいと考えています。授業では日本法制史の概説書、参考文献（主に法制史論文）による予習を推奨し、各回講義の冒頭や途中で問題提起とそれに対する質疑応答を行ない、その上で重要な論点を中心に説明を行ないます。原則として講義形式の授業ですが、質疑応答や議論をまじえ、中間に小レポート（1回）の提出も求めます。</p> <p>また、希望者を対象に行刑施設などの参観（但し、正規時間外の可能性大）も実施したいと考えています（前回は刑務所参観を実施）。</p>		
授業内容・ 授業計画①	<p>第1回 法曹志望者が法制史を学ぶ意義 明治初年の大阪府の刑事判決を主な素材とし、そこからうかがわれる当時の「実務法曹」の法意識を紹介することで、法制史を学ぶ意義について考える。参考資料として、「諸吟味書」（安竹・「諸吟味書」研究会、法学雑誌連載中）・「刑事御仕置伺書綴」（安竹・西川哲矢、法学雑誌2012～16）、牧英正・安竹『大阪「断刑録」-明治初年の罪と罰』（阿咩社、2017）など。</p> <p>第2～4回 近世～近代における刑事裁判 江戸幕府・紀州藩・高野山などの吟味筋（刑事裁判）の特徴を概説し、なかでも「召捕と捜査」「司法と行政の未分離」「自白の有する意義と拷問」「裁判の独立」などの論点に重点を置いて考察を加える。</p> <p>その後、明治期における断獄手続や治罪法などを主な素材として、刑事裁判の近代化の過程を概観するとともに、近世の刑事手続が有した問題点の克服とその残存につき、「精密司法」と評される現行刑事訴訟制度との連続性・断続性を念頭に置きつつ論じる。</p> <p>参考文献として、大平祐一「『日本の特色』の歴史的探求について-「精密司法」と江戸幕府の刑事手続について」（『「日本型社会」論の射程-「帝国化」する世界の中で』所収、文理閣、2005）、青木人志『大岡裁きの法意識-西洋法と日本人-』（光文社新書、2005）、「18世紀半ば～19世紀初めにおける大坂町奉行所の捜査・召捕とその補助者」（清文堂、2015）など。</p> <p>また参考資料として、紀州藩牢番頭家文書編纂会編『城下町警察日記』『城下町牢番頭仲間の生活』（清文堂、2003、2009）、和歌山の部落史編纂会編『和歌山の部落史 前近代Ⅰ・Ⅱ』（明石書店、2013、14）など</p> <p>第5・6回 刑罰について考える～特別予防と一般予防、罪刑法定主義など～ 江戸幕府や各藩および明治期の刑罰体系・行刑制度の変遷について概観することで、「特別予防主義」の採用とその意義を検討し、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」、PFI刑務所などについて考える契機とする。また、「罪刑法定主義」の形成過程とその意義について再考するとともに、それに影響される条文の形式についても論を進める。参考文献として、石井紫郎他編『日本近代思想大系7 法と秩序』（岩波書店、1992年）、重松一義『日本獄制史の研究』（吉川弘文館、2005）、拙稿「紀州藩の生命刑と牢番頭-『国律』成立以前を中心に」（部落問題研究201、2012）、「紀州藩の追放刑と牢番頭」（和歌山人権研究所紀要第4号、2013）、高塩博『近世刑罰制度論考-社会復帰をめざす自由刑』（成文堂、2013）、牧・安竹、上掲書など。</p> <p>第7・8回 近世における民事裁判 江戸幕府による出入筋（民事訴訟）の特徴と変遷過程を概説する。なかでもその特徴である「地域性と統一性」の問題を、江戸・京都と大坂とを、債権者保護と債務者保護、内済と取扱人・身代限などの論点を通じて比較することにより、近代との連続・断続を考察する素材を提供する。その後明治初年の聴訟手続を主な素材とし、民事判決原本なども利用しながら、勧解や身代限法制、民事における代言活動など、民事裁判の近代化の過程をいくつか紹介すると同時に、刑事裁判との差異・類似についても考察を加える。参考文献として、神保文夫「江戸幕府出入筋の裁判における本公事・金公事の分化について」（法制史研究45、1996）、拙稿「寛保～延享期における大坂町奉行所の金銀出入取捌法改革」（大阪商業大学商業史博物館紀要8、2007）、宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』（清文堂、2008）。</p>		

<p>授業内容・ 授業計画②</p>	<p>大平祐一「『出入』の終一江戸時代の民事訴訟手続一」（立命館法学327・328、2009）「判決が てたあと一江戸時代の『訴訟社会』像」（夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』所収、2011、京都大 学学術出版会）吉田正志「賭けと裁判-湯起請・鉄火・起請文・公事銭-」（『法文化のなかの創造 性-江戸時代に探る』、創文社、2005）、林屋礼二・石井紫郎・青山善充編『図説 判決原本の遺 産』（信山社、1998年）『明治前期の法と裁判』（信山社、2003年）林屋礼二・菅原郁夫・林真 貴子編『統計から見た明治期の民事裁判』（信山社、2005）、藤原明久「明治九年太政官第99号布 告債権譲渡法の成立と展開」（神戸法学雑誌58-2、2008）など。 第9回 刑事と民事の分化について考える 近世における吟味筋（刑事裁判）と出入筋（民事裁判）の境界上の手続を紹介し、手続法が存在し ないところで吟味筋と出入筋をどのように区別していたのかを探る。参考文献として、大平祐一 「人殺出入(1)・(2)-江戸幕府評定所における刑事事件の審理とその特徴」（立命館法学365・366、 2016）、同「江戸幕府の刑事裁判と『手続の選択』-『吟味筋』かそれとも『出入筋』か」（水林彪 ほか編『法と国制の比較史-西欧・東アジア・日本』所収、日本評論社、2018）、同「刑事裁判と 『私人による出訴』」（立命館法学377、2018）、奥村郁三「唐代裁判手続法」（『法制史研究』 10、1959）、同「断獄律・依告状鞫獄の条について-律令の糾問主義と弾劾主義」（法学雑誌11-2、 1964）、寺田浩明『中国法制史』（東京大学出版会、2018） 第10・11回 法曹養成制度について考える 近世における実務法曹や公事宿、明治期における判事・検事・代言人など法曹養成制度・試験制度 などの変遷と老朽司法官淘汰の過程、あるいは彼らに求められた素養の変化などについて概観す る。参考文献として神保文夫「幕府法曹と法の創造-江戸時代の法実務と実務法学」（『法文化のな かの創造性-江戸時代に探る』、創文社、2005）、拙稿「明治初年大阪の行政・司法組織-その人的 資源の供給源」（『近代大阪と都市文化』大阪市立大学文学研究科叢書4、清文堂、2006）同『「大 坂町奉行所」から「大阪府」へ（1）・（2・完）-幕末から明治初年における町奉行所与力・同心 の動向を中心に-』（奈良法学会雑誌12巻3・4号、13巻2号、2000~2002）など。 第12・13回 「自律性の縮減」の過程について考える 中世~近世の喧嘩両成敗法、式目密懷法、近世の密通仕置・敵討・妻敵討、刑罰としての下手人な どを主な素材とし、さらに明治初年大阪府の刑事判決録にみえる幾つかの事件も紹介しつつ、近世 ~近代にかけての「自律性の縮減」の過程を概観し、「自力救済」や刑事裁判における被害者参加 制度などの論点について考える手掛りとする。主な参考文献として勝俣鎮夫『戦国法成立史論』 （東京大学出版会、1979年）、牧英正「下手人という仕置の成立」（『法制史学の諸問題』所収、 1971年）、清水克行『喧嘩両成敗の誕生』（講談社選書メチエ、2006）、谷口眞子『武士道考-喧 嘩・敵討・無礼討ち-』（角川叢書、2007）など。 第14回 「法的安定性」と「具体的妥当性」について考える 幕府法および明治初年の判例などを素材に、「法的安定性」と「具体的妥当性」の関係について考 える手掛りを与える。参考文献として我妻栄『法律における理屈と人情』、末広巖太郎『嘘の効 用』、石井紫郎『日本国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』（東京大学出版会、1986年）、拙稿「近世 幕府法における『作略』の意義と機能」（『法学雑誌』37-4、38-1、1991年）など。 第15回 期末試験</p>
<p>事前・事後学習 の内容</p>	<p>各回講義時に、次回使用予定の担当教員が作成したレジュメと史料を配布する。レジュメには下記 拙稿の参考ページを記入しておくので、講義前にこれに目を通しておくこと。講義はその前提で進 行する。 また、シラバスに記載した参考文献のうち、いくつかは配布するので、聴講後に補足資料として熟 読しておくこと。小レポートはこの参考文献のなかから課題を出す。</p>
<p>評価方法</p>	<p>絶対評価 平常点（各講義における質問や議論への参加の状況）：15% 小レポートによる評価：15% 学期末の試験：70%</p>
<p>受講生へのコメ ント</p>	<p>みなさんへの質問については、歴史的事実を問うものではありませんので、積極的に応答してくだ さい。また、常に現代の法・制度と比較する視点を持ち続けるよう努力してください。</p>
<p>教材</p>	<p>講義全体を通じた参考書として、拙稿「江戸~明治初年における法・制度の変遷」（元は2004年度 本学インターネット講座に使用したもので、現在は非公開。その後毎年改訂）を使用する。本講義 の開講までに印刷の方法で配布を行う。講義はこれに目を通したという前提で行う。また、上記参 考文献のうち、幾つかはやはり事前に配布する。 さらに、古代~近代までの日本法制史の近年の概説書として、浅古弘・伊藤孝夫・梅田信廣・神保 文夫編『日本法制史』（青林書院、2010）がある。また、日本近代法制史の概説書としては、川口 由彦『日本近代法制史 第2版』（サイエンス社、2014）がある。 さらに、明治初年の大阪府・大阪裁判所による刑事判決を素材にした牧・安竹、上掲書など。 なお、各回の講義には、担当教員が作成した史料とレジュメを主とする教材を使用する予定。</p>